

2024年度事業報告書

自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日

一般財団法人知的財産研究教育財団

2024年度事業報告書

I. はじめに

2024年度は、知的財産研究所及び知的財産教育協会ともに、事業を順調に実施することができました。知的財産調査研究事業では、内閣府から検討の必要性が指摘された、生成 AI により創作された発明やデザインの特許法、意匠法上の保護の在り方に関する調査研究など、5本の調査研究を実施しました。知的財産国際共同研究推進事業では、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の「医薬及び医薬関連分野における特許審査実務に関する調査研究」により、アセアン10か国の知的財産庁の審査官等によるオンラインワークショップを開催しました。知的財産保護包括協力推進事業では、共同研究者一同が北京会場に集まる会議を5年振りに企画しましたが、中国での受入体制が整わず、実施には至りませんでした。知的財産管理技能検定事業では、7月検定より、CBTブースを利用したオンライン受検を本格導入しました。知的財産教育関連事業も、知的財産アナリスト認定講座が引き続き好調に受講者数を集めました。

II. 決算の概況

2024年度の決算は、約7,623万円の黒字となりました。収入面では、知的財産調査研究事業が約2,829万円の減収でしたが、受検者が伸びた知的財産管理技能検定事業が約2,630万円の増収となりました。また、知的財産国際共同研究推進事業と知的財産教育関連事業がいずれも1,500万円弱の増収となり、経常収益計は約6億2,170万円となりました。支出面では、受検者数の増加等に伴う関連経費の増加等があり、経常費用計は前年度に比べ約3,160万円増の約5億4,547万円となりました。

Ⅲ. 各種事業の実施状況

〔知的財産研究所関係〕

1. 知的財産調査研究事業

本事業は、知的財産制度や運用等に関する諸問題について、国内外の制度の現状や課題等を調査し、国際的調和や適切な権利保護等の観点から研究を行うことを目的とした中核事業です。

本年度は、特許庁から5本の調査研究を請け負い、調査研究を進めました（表1参照）。2番目と4番目の調査研究は、内閣府知的財産戦略本部の検討会において検討の必要性が指摘された生成AIに関するテーマであり、生成AIの利用状況や海外における保護の動向、産業界や専門家の意見等を把握し、意匠法、特許法上の保護の在り方について調査研究を行いました。

表1 調査研究のテーマ（受託順）

※いずれも請負事業

1	「国際知財制度分析調査」（特許庁）
2	「生成AIを利用したデザイン創作の意匠法上の保護の在り方に関する調査研究」（特許庁）
3	「各国・地域の商標制度・運用に関する調査研究」（特許庁）
4	「AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究」（特許庁）
5	「我が国の知的財産制度が経済に果たす役割に関する調査」（特許庁）

2. 知的財産国際共同研究推進事業

（1）産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業

本事業は、研究者を国内外の研究機関に派遣・招へいし、産業財産権制度に関する課題について調査・共同研究を実施し、得られた研究成果及び研究者のネットワークを活用して制度調和を推進することを目的とした特許庁からの委託事業です。

本年度は、「産業財産権制度調和に係る共同研究事業」に基づき、2名の研究者を外国の研究機関に派遣し、3名の研究者を当研究所に招へいしました（表2参照）。また、その後継事業である「産業財産権国際課題対策推進事業」

の1年目として、来年度の派遣・招へい研究者の募集・選定を行いました。

表2 研究者の派遣・招へい実績

派遣研究者	研究テーマ、派遣先、研究期間
駒田 泰士 上智大学法学部 教授	「仮想空間内における知的財産の保護に関する研究」
	トゥールーズ第1大学（仏国）
	10月3日～2月28日（5か月）
山本 真祐子 群馬大学情報学部 専任講師	「登録意匠権によるファッションデザイン保護の在り方」
	ノッティンガム大学（英国）
	1月29日～2月23日（4週間）
招へい研究者	研究テーマ、研究期間
Justyna Malgorzata Ozegalska-Trybalska（ポーランド） ヤギェウォ大学 教授	「特許請求の範囲の解釈基準の文脈における特許の有効性確認及び侵害訴訟。欧州、米国、アジア及び日本における出願経過禁反言の比較研究」
	8月1日～8月31日（1か月）
Laura Valtere（ラトビア） マックスプランクイノベーション競争研究所 博士課程	「Bolar 免除に関する比較研究」
	7月23日～8月24日（1か月）
Daria Kim（ロシア） マックスプランクイノベーション競争研究所 上席研究員	「高精度バイオテクノロジー分野における Freedom to Operate (FTO) とイノベーションを奨励するためのインセンティブ間における均衡の改善」
	1月6日～2月18日（1.5か月）

（2）知的財産保護包括協力推進事業

本事業は、中国政府機関・研究機関と連携して、産業財産権制度及び運用に関するテーマを選定し、日中の研究者による共同研究や意見交換を行い、中国の法制度及び運用の改善を促すことを目的とした特許庁からの委託事業です。

本年度は、以下のように研究者会議を実施しました。共同研究テーマと研究者は表3のとおりです。

① **第一回研究者会議**（2024年7月28日）

東京会場を設けて参加者を結ぶオンライン会議により、共同研究テーマについて研究者が基本認識や課題を提示する研究者会議を開催しました。

② **第二回研究者会議**（2024年10月11日、12日）

中国の研究者が来日し、共同研究者一同が東京会場に集まる会議を開催し、共同研究テーマについて研究者が討論を行う研究者会議を開催しました。併せて、中国制度に対する日本企業の課題認識や要望等をテーマとして、古河電気工業株式会社との意見交換、日本知的財産協会及び日本商標協会との意見交換会を開催しました。

③ **第三回研究者会議**（2025年1月11日、12日）

東京会場及び北京会場を設けて参加者を結ぶオンライン会議により、研究成果のとりまとめを行う研究者会議を開催しました。併せて、中国の政府機関や研究機関などの知財関係者の参加のもと、共同研究の成果発表及び意見交換を行う意見交換会を開催しました。

表3 共同研究テーマと研究者

「国際的な事業活動における権利保護の在り方（並行輸入の違法性の検討を含めて）」	
田村善之教授（東京大学）	張平教授（北京大学）
潮海久雄教授（筑波大学）	彭学龍教授（中南財經政法大学）
前田健教授（神戸大学）	顧昕首席研究員（CNIPA 発展研究センター）
「商標法（及び意匠法）からみた不正競争防止法の保護領域」	
島並良教授（神戸大学）	吳漢東教授（中南財經政法大学）
宮脇正晴教授（立命館大学）	管育鷹教授（中国社会科学院）
青木大也准教授（大阪大学）	張鵬専任研究員（中国社会科学院）

(3) アセアン加盟国の知的財産制度に関する調査事業

本事業は、2023年7月に、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）から受託し、「アセアン加盟国の医薬及び医薬関連分野における特許審査実務に関する調査研究」を実施する2年間の委託事業です。

1年目（2023年7月～2024年11月）には、調査対象であるインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ラオス、計6か国の知的財産庁、現地特許事務所等に対するヒアリング調査を実施し、その情報を各国で共有するため、アセアン10か国の知的財産庁の審査官等によるオンラインワークシ

ヨップを 2024 年 10 月に開催しました。

2 年目（2024 年 7 月～2025 年 9 月）の調査対象であるベトナム、カンボジア、ブルネイ、ミャンマー、計 4 か国については、知的財産庁に対するアンケート調査を 2025 年 1 月に実施しました。

3. 知的財産研究支援事業

本年度も、IP ジャーナルの発行やセミナーの開催等による知的財産情報の提供、特許統計分析のための IIP パテントデータベースの整備、国内外の研究機関との交流等を通じて、知的財産に関する研究の支援や人材の育成に取り組みました。

IP ジャーナルは第 29 号から第 32 号まで発行し、特集として「地理的表示保護制度」、「国境を跨いだ侵害行為」、「商標活用」、「中小企業の知財支援」を取り上げました。

IIP セミナーは 8 回開催し、生成 AI を利用した保有知財による新事業の創生や、国境を跨いで構成される侵害行為等のテーマを取り上げました。講師の許諾を得たセミナーの動画は、知的財産研究所の賛助会員サイトに掲載しました。委託事業の成果報告会は 3 回開催しました。

IIP パテントデータベースについては、昨年度に更新したデータベースの無償提供を 2024 年 4 月から開始し、2025 年 3 月末までに 175 名の利用申込みがありました。

4. 図書館運営事業（公益目的支出計画実施事業）

本年度も、知的財産の研究者や実務家をはじめ知的財産に関わるの方々にとって利用価値の高い図書館となるよう、知的財産に関連する国内外の図書や雑誌等を収集し広く一般に提供したほか、来館者に対する所蔵案内、遠隔利用者に対する郵送複写サービス等を行いました。

〔知的財産教育協会関係〕

5. 知的財産管理技能検定事業

本事業は、当財団が厚生労働省指定試験機関として国家試験である知的財産管理技能検定を実施する知的財産教育協会関係の中核事業です。

本年度は、2024 年 7 月 21 日、11 月 17 日、2025 年 3 月 9 日に検定を实

施しました。2024年7月検定より、試験会場に加えてCBTブースを利用したオンライン受検を導入しました。オンライン受検者数の比率は全受検者数の約30%でした。本年度の受検者数は35,259人（前年比112%）となり、2025年3月までの累計受検者数は521,912人となりました。

表4 知的財産管理技能検定受検者数の推移

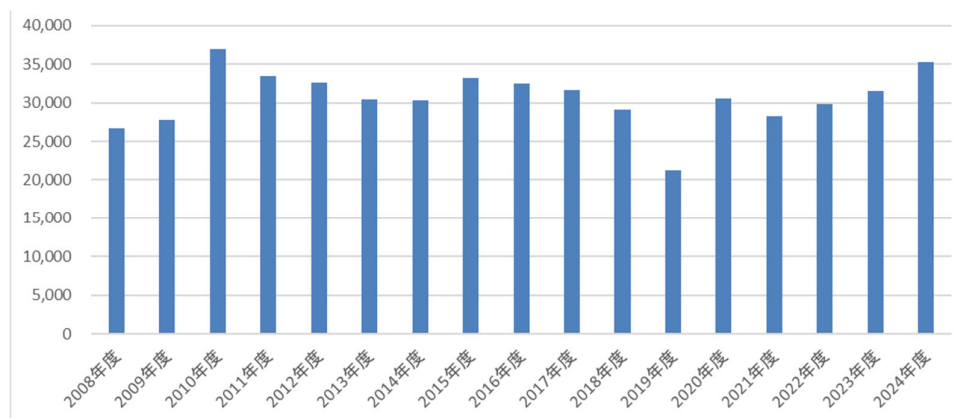


表5 知的財産管理技能士数（2025年3月末日現在）

技能士種別	人数
一級知的財産管理技能士（特許専門業務）	2,027名
一級知的財産管理技能士（コンテンツ専門業務）	455名
一級知的財産管理技能士（ブランド専門業務）	326名
二級知的財産管理技能士（管理業務）	46,446名
三級知的財産管理技能士（管理業務）	92,239名
合計	141,493名

6. 知的財産管理技能士会事業

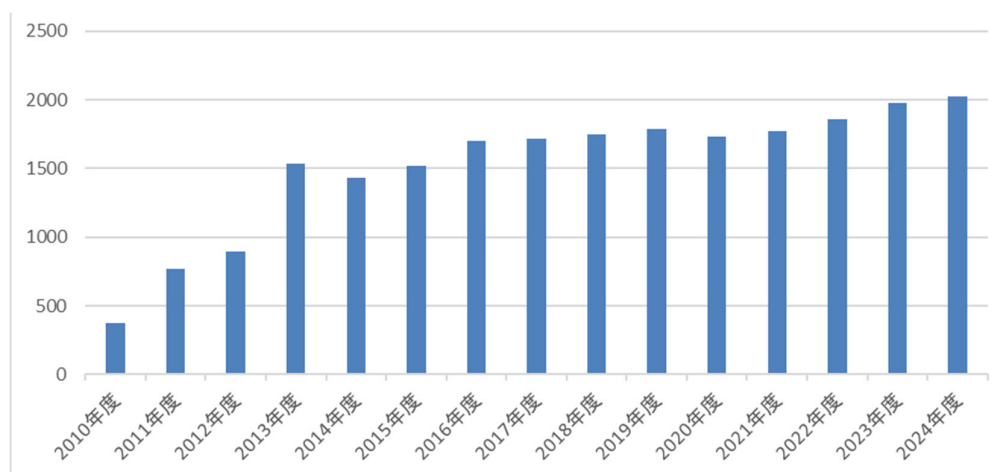
本事業は、知的財産管理技能検定の合格者を会員として、その知識と技能の維持向上及び認知度向上のための会員向けの研修、交流会の実施、研究会活動、情報発信活動などを行う事業です。

本年度も、運営委員会、研修委員会、交流委員会、研究会の各委員会に所属する知的財産管理技能士により、会員の知識と技能の維持向上、認知度向上に

つながる活動を行いました。

2025年3月末現在の知的財産管理技能士会員数は、2,025人（前年比102%）となっています。メールマガジンは約4万件の配信先へ情報を提供しています。

表6 知的財産管理技能士会員数推移



※年度末の会員数

7. 知的財産教育関連事業

本年度も、IP ランドスケープの担い手を育成・認定する「知的財産アナリスト認定講座（特許、コンテンツ）」、中小企業の実態調査や役立つ情報の発信を行う「中小企業センター」、ファッションに関する保護制度の研究を行う「Fashion Law Institute Japan」、その他大学等への講師派遣などを実施しました。

知的財産アナリスト認定講座は、コンテンツ講座を2回、特許講座を3回実施し、多くの受講者を集めました。

中小企業センターについては、毎月1回の中小企業に役立つ情報発信を行いました。

Fashion Law Institute Japanについては、文化服装学院などでファッション・ローの講義を実施しました。

講師派遣については、大学等の教育機関に加え、中国経済産業局など公的機関からの要請を受けて講師（知的財産管理技能士）を派遣しました。

〔その他〕

8. IP ランドスケープ推進協議会への参画

当財団が事務局を務める IP ランドスケープ推進協議会は、奇数月に計 6 回の協議会を開催しました。また、分科会活動として実践的な IP ランドスケープ（实在企業を提案先として設定し、仮想の経営課題に対する IP ランドスケープを行い、成果共有のための報告会を実施）にも取り組んだほか、海外の IP ランドスケープを実践するコミュニティ（欧州の Patent Documentation Group、韓国の Korean Intellectual Property Association）との交流を行いました。

IV. 評議員会及び理事会

1. 2024 年度第 1 回理事会（2024 年 6 月 6 日）

2023 年度事業報告及び決算、2023 年度公益目的支出計画実施報告、2024 年度定時評議員の招集について承認しました。

2. 2024 年度定時評議員会（2024 年 6 月 25 日）

2023 年度事業報告及び決算の承認、評議員 1 名及び理事 3 名の選任を行いました。

3. 2024 年度第 2 回理事会（2025 年 3 月 4 日）

2025 年度事業計画及び予算について承認しました。

附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項なし。